

株式会社 京都銀行

京都市下京区烏丸通松原上る
郵便番号 600-8652

お客様の円滑な資産承継をサポート

「遺言代用信託」・「遺言信託」・「遺産整理業務」の取扱開始！

～“信託開始キャンペーン”も実施します～

京都銀行(頭取 土井 伸宏)は、お客様の資産承継や相続対策ニーズにお応えするため、平成30年10月1日(月)から、銀行本体で「遺言代用信託」・「遺言信託」・「遺産整理業務」の取り扱いを開始しますのでお知らせいたします。

また、同日から平成31年3月29日(金)まで、対象の信託商品をご契約いただいたお客様全員にギフトカードをプレゼントする「信託開始キャンペーン」を実施いたします。

当行は、本年6月に金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条に基づき、信託業務の兼営認可を取得しております。今回の相続・資産承継関連の信託業務の取扱開始により、ワンストップで銀行・証券・信託の金融サービスを提供し、きめ細かなサービスの提供に努めてまいります。

記

1. 取扱商品

商品名	商品概要
京都銀行の遺言代用信託 「京銀 家族しあわせ信託」	お客様から信託されたご資金を当行が元本保証の金銭信託で運用・管理し、相続発生時に簡便な手続きで、あらかじめ指定されたお受取人さまに、指定された方法でお支払いする商品です。
京都銀行の遺言信託	遺言書の作成、保管、遺言の執行まで一貫して京都銀行が行う商品です。
京都銀行の遺産整理業務	相続に不慣れな方や多忙で時間に余裕のない方などに代わって、京都銀行が煩雑な相続手続きを代行させていただく業務です。

2. 取扱店舗

全営業店(ネットダイレクト支店、振込専用支店を除く)

3. 取扱開始日

平成30年10月1日(月)

4. キャンペーン概要

(1) 名称

信託開始キャンペーン

(2) キャンペーン期間

平成30年10月1日(月)～平成31年3月29日(金)

(3) 内容

対象商品	プレゼント内容														
京都銀行の遺言代用信託 「京銀 家族しあわせ信託」	信託金額100万円以上のお申し込みでJCBギフトカードを進呈														
	<table border="1"><thead><tr><th>信託金額</th><th>プレゼント額</th></tr></thead><tbody><tr><td>100万円以上 200万円未満</td><td>JCBギフトカード 1,000円分</td></tr><tr><td>200万円以上 300万円未満</td><td>JCBギフトカード 2,000円分</td></tr><tr><td>300万円以上 400万円未満</td><td>JCBギフトカード 3,000円分</td></tr><tr><td>400万円以上 500万円未満</td><td>JCBギフトカード 4,000円分</td></tr><tr><td>500万円以上 1,000万円未満</td><td>JCBギフトカード 5,000円分</td></tr><tr><td>1,000万円以上</td><td>JCBギフトカード10,000円分</td></tr></tbody></table>	信託金額	プレゼント額	100万円以上 200万円未満	JCBギフトカード 1,000円分	200万円以上 300万円未満	JCBギフトカード 2,000円分	300万円以上 400万円未満	JCBギフトカード 3,000円分	400万円以上 500万円未満	JCBギフトカード 4,000円分	500万円以上 1,000万円未満	JCBギフトカード 5,000円分	1,000万円以上	JCBギフトカード10,000円分
	信託金額	プレゼント額													
	100万円以上 200万円未満	JCBギフトカード 1,000円分													
	200万円以上 300万円未満	JCBギフトカード 2,000円分													
	300万円以上 400万円未満	JCBギフトカード 3,000円分													
	400万円以上 500万円未満	JCBギフトカード 4,000円分													
500万円以上 1,000万円未満	JCBギフトカード 5,000円分														
1,000万円以上	JCBギフトカード10,000円分														
京都銀行の遺言信託	ご契約いただいた方に、JCBギフトカード50,000円分を進呈														
京都銀行の遺産整理業務	ご契約いただいた遺産整理が完了された相続人さまの代表お一人に、JCBギフトカード50,000円分を進呈														

以 上

京銀 家族しあわせ信託

京銀 家族しあわせ信託は、ご家族に遺す金額やお受取方法をあらかじめ指定できます。
お客さまに万一のことがあったときに、遺されたご家族が安心して生活できるよう、
お客さまの「想い」を今のうちから準備してみませんか？

亡くなったら、
家族でも預金を
引き出せなくなるの？

必要な書類を
そろえるだけでも
大変と聞いたけど…

自分で出来るか
不安だわ…

すぐに必要な書類は
どのようにして
準備するの？



簡単

葬儀費用など、すぐに
必要なお金が、簡単な
お手続きで受取れます。

備え

ご家族が一定の金額を
計画的に受取れます。

安心

元本保証かつ
預金保険の対象です。

商品概要

信託金額	100万円以上 (1円単位) ※お客さまにご相続が発生した際に、お受取人さまが受取る金額により、他の相続人さまの法令上の権利 (遺留分といいます) を侵害してしまう場合がありますので、信託金額はご相談させていただきます。 (原則、ご保有の金融資産の30%まで設定可能です)
設定時報酬	信託財産額の 1.0% (税別) を 信託報酬としてお申込金とは別にいただきます。
信託期間	5年以上30年以内 (1年単位) ※ご契約後は信託期間の変更はできません。
受取方法 ※お一人さま1プラン となります。	プランⅠ (一時金受取型) プランⅡ (定時定額受取型) プランⅢ (一時金+定時定額受取型)

窓口にパンフレットをご用意しております。くわしくは窓口までおたずねください。

京都銀行の遺言信託

「京都銀行の遺言信託」はお客さまの立場に立って、じっくりとご相談にお応えし、遺言書の作成、保管、遺言の執行まで、一貫してお手伝いさせていただきます。



このような方に遺言書の作成をおすすめします

円満かつ円滑に相続させたい

家族に相続手続きで苦勞をさせたくない。

夫婦に子供がなく親もいないので、全財産を配偶者遺したい。

ご家族の実情に配慮して遺産分割をしたい

会社を継がせる長男に株式の大半を遺したい。

老後の面倒をみてくれる子供に多く遺したい。

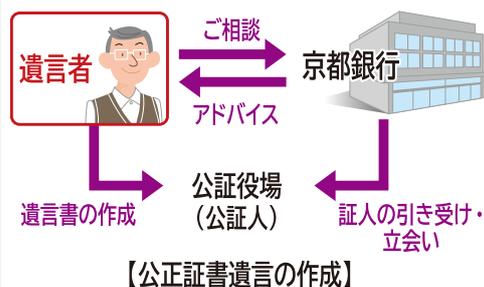
相続人以外の方や団体に遺したい

世話になっている長男の嫁にも少し遺したい。

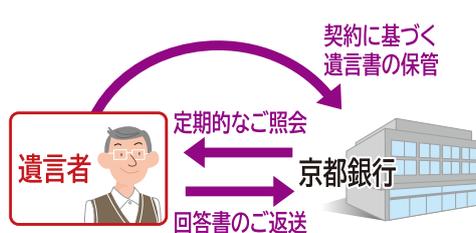
社会貢献のため公共法人に寄付したい。

商品概要・ながれ

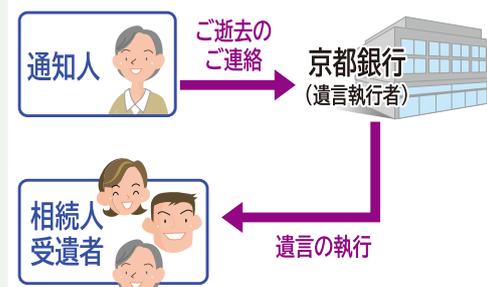
遺言書の作成



遺言書の保管と定期照会



遺言の執行



窓口にパンフレットをご用意しております。くわしくは窓口までおたずねください。

遺言信託手数料のご案内

※金額および料率はすべて消費税込となります。

時 期	手数料・保管料等	
	料金プランA	料金プランB
遺言書の作成時		
基本手数料	324,000円	864,000円
遺言書保管料	年間保管料6,480円を月割りで計算した金額(※1)	
遺言書を保管している間		
遺言書保管料	毎年6,480円(年払い)	
変更手数料	54,000円(遺言内容の変更による新たな遺言書の保管時)	
遺言執行手続き完了時		
遺言執行報酬	下記の計算を行った額	下記の計算を行った額から756,000円を差し引いた額
(最低執行報酬)	1,080,000円	324,000円

(※1) 当初遺言書の保管を開始した日の属する月から次の3月末日までとします。

(注) このほかにも、公正証書作成費用、戸籍謄本等の取り寄せ費用など、ご負担いただく費用がございます。

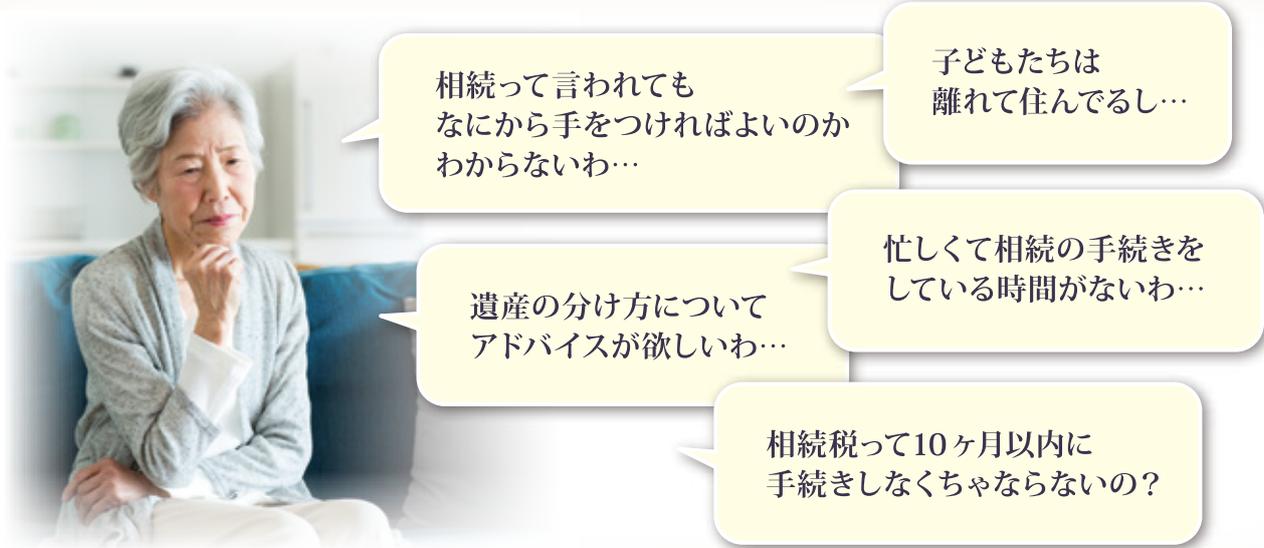
遺言執行報酬の計算方法

財 産〔当行所定の相続財産評価額(消極財産控除前)〕		料 率	
①	以下の財産に対して <ul style="list-style-type: none"> ● 京都銀行にお預け入れの預金およびお取扱の信託商品・投資信託・個人年金保険・債券等 ● 京銀証券で保護預かりしている株式・債券・投資信託等の有価証券等 	無 料	
②	上記①以外の財産に対して	5,000万円以下の部分	1.944%
		5,000万円超1億円以下の部分	1.620%
		1億円超2億円以下の部分	1.080%
		2億円超3億円以下の部分	0.864%
		3億円超5億円以下の部分	0.540%
		5億円超10億円以下の部分	0.432%
		10億円超の部分	0.324%

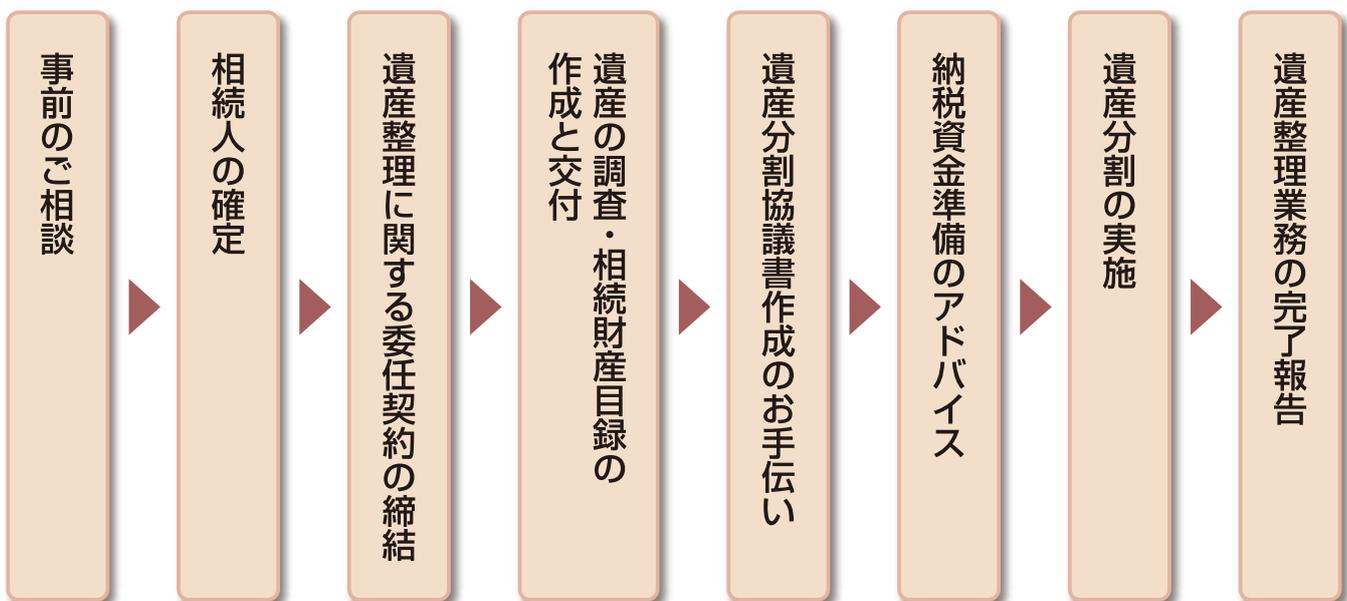
京都銀行の遺産整理業務

「京都銀行の遺言整理業務」は、相続に不慣れな方や、多忙で時間に余裕のない方などに代わって、京都銀行が煩雑な相続手続きを代行させていただく業務です。

相続手続きでこのようなお悩みをお持ちの方



商品概要・ながれ



窓口パンフレットをご用意しております。くわしくは窓口までおたずねください。

遺産整理業務手数料のご案内

※金額および料率はすべて消費税込となります。

遺産整理業務手数料の計算方法

財 産〔当行所定の相続財産評価額(消極財産控除前)〕		料 率	
①	以下の財産に対して ●京都銀行にお預け入れの預金およびお取扱の信託商品・投資信託・個人年金保険・債券等 ●京銀証券で保護預かりしている株式・債券・投資信託等の有価証券等	無 料	
②	上記①以外の相続財産に対して	5,000万円以下の部分	1.944%
		5,000万円超1億円以下の部分	1.620%
		1億円超2億円以下の部分	1.080%
		2億円超3億円以下の部分	0.864%
		3億円超5億円以下の部分	0.540%
		5億円超10億円以下の部分	0.432%
		10億円超の部分	0.324%

※上記の計算を行った額が1,080,000円に満たない場合は、最低報酬額を1,080,000円とさせていただきます。

遺産整理業務手数料の計算例

相続財産評価額1億円の場合

(内、当行・京銀証券とのご契約3,000万円)

- ① 3,000万円×無料
 - ② 5,000万円×1.944%=972,000円
 - ② 2,000万円×1.620%=324,000円
-
- 合計 1,296,000円

別途ご負担いただく費用

- ・戸籍謄本等の取り寄せ費用
- ・不動産相続登記等の名義変更費用
- ・預貯金等の残高証明書発行手数料
- ・相続税申告等にかかる税理士報酬等

信託業務スタート

信託開始キャンペーン

キャンペーン期間中、対象の信託商品をご契約いただいた
お客さまにもれなくプレゼントさせていただきます。



キャンペーン期間

2018年
10月1日(月)

2019年
3月29日(金)

京銀 家族しあわせ信託

信託金額100万円以上のお申込みでJCBギフトカードをまれなく進呈

例えば、信託金額100万円の場合は1,000円分、
信託金額500万円の場合は5,000円分となります。

※JCBギフトカードのプレゼント金額については、裏面をご覧ください。

遺言信託

ご契約いただいた方にJCBギフトカード50,000円分をまれなく進呈

遺産整理業務

ご契約いただいた遺産整理が完了された相続人さまの代表お一人に
JCBギフトカード50,000円分をまれなく進呈

詳しくは裏面をご覧ください。

信託開始キャンペーン

京銀 家族しあわせ信託

- 本商品はあらかじめ受取人さまをご指定いただくことで、ご相続発生後、必要なお金をすぐに指定された受取人さまにお受取りいただける商品です。

商品概要

信託金額	100万円以上 (1円単位) ※お客さまにご相続が発生した際に、お受取人さまが受取る金額により、他の相続人さまの法令上の権利(遺留分といいます)を侵害してしまう場合がありますので、信託金額はご相談させていただきます。(原則、ご保有の金融資産の30%まで設定可能です)
設定時報酬	信託財産額の 1.08% (税込) を信託報酬としてお申込金とは別にいただきます。
信託期間	5年以上30年以内(1年単位) ※ご契約後は信託期間の変更はできません。
受取方法 ※お一人さま 1プランと なります。	プランⅠ(一時金受取型)
	プランⅡ(定時定額受取型)
	プランⅢ(一時金+定時定額受取型)

信託金額	JCBギフトカード プレゼント金額
100万円以上～ 200万円未満	1,000円
200万円以上～ 300万円未満	2,000円
300万円以上～ 400万円未満	3,000円
400万円以上～ 500万円未満	4,000円
500万円以上～ 1,000万円未満	5,000円
1,000万円以上	10,000円(上限)

- ギフトカードの発送は、お申込み後、弊行が信託を設定した月の翌月を予定しております。

遺言信託

ご契約いただいた方にJCBギフトカード**50,000円分**をもれなく進呈

商品概要

- お客さまの来たるべき相続に備えて弊行が遺言書作成のお手伝いを行い、「公正証書遺言」をお預かりします。
- ご相続発生後、弊行が「遺言執行者」として遺言を執行します。
- ギフトカードの発送は、ご契約いただいた月の翌月を予定しております。
- ご契約時に基本手数料として324,000円(税込)または864,000円(税込)、遺言書保管料として毎年6,480円(税込)、遺言執行手続き完了時に相続財産評価額に応じた遺言執行報酬(ただし最低執行報酬として1,080,000円(税込)または324,000円(税込))が必要となります。

遺産整理業務

ご契約いただいた遺産整理が完了された相続人さまの代表お一人に JCBギフトカード**50,000円分**をもれなく進呈

商品概要

- 相続人さまと弊行との間で遺産整理業務に関する委任契約を締結し、弊行が相続人さまの協力のもと、遺産の調査と財産目録の作成を行います。
- 財産目録をもとに作成いただいた「遺産分割協議書」に基づき、弊行が遺産分割手続きを行います。
- ギフトカードの発送は、遺産整理が完了した月の翌月を予定しております。
- 遺産整理完了時に相続財産評価額に応じた遺産整理業務手数料(ただし最低執行報酬額として1,080,000円(税込))が必要となります。

※上記のお取引が一定額に達した時点でキャンペーンを中止する場合がございます。

※金融情勢の変化等により、当方の判断でキャンペーンの内容を変更または中止させていただく場合がございます。

詳しい商品内容については窓口パンフレットをご用意しておりますので、窓口までおたずねください。

飾らない銀行

京都銀行

2018年10月1日現在